

# 天皇 権限ない「象徴」

## いま読む



## 第1条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

一条から八条の一章は、天皇についての規定です。現在の憲法と旧憲法（大日本帝国憲法）は、天皇のあり方について大きく異なっています。

旧憲法は、天皇を「統治権の総攬者」と規定。つまり、国の意思を最終決定する最高権力者（主権者）は天皇としていたのです。現行憲法は、前文に続いて一条でも主権者は国民と宣言。天皇は国政に関する権限を持たず、国事行為のみを行う「象徴」的存在となりました。天皇を巡っては、「元首」と位置づけるかどうかという議論があります。現行憲法には、元首とは何かを定めた規定はありません。元首とは「対外的に国家を代表する地位にある国家機関」などを指し、天皇は該当しません。しかし憲法は七条で、天皇が外国の大使・公使を接受することなどを定めています。このた

め、天皇を元首と位置付けるべきかどうか、元首と位置付けても憲法に記述するかどうかなど、さまざま意見があります。

旧憲法は、天皇は元首と明記していません。自民党改憲草案も天皇を「日本国の元首」としていますが、護憲派などから「戦前回歸」との懸念が出ています。主要国で、憲法に明確に元首を規定している国は必ずしも多くありません。一方、自民党改憲草案は

## 自民改憲草案では「元首」と明記

自民党改憲草案の関連表記  
天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

一章で、国旗・国歌についての規定を新設しました。「国旗は日章旗、国歌は君が代」とした上で、「尊重しなければならない」と国民に求めています。

自民党は「教育現場で混乱が起きていることを踏まえ明文規定を置く」と説明します。でも教育現場には日の丸・君が代の押しつけに強い反発があるだけに、慎重な議論が必要です。（随時掲載します）

## 用語解説

元首＝国家の首長。米国は大統領、英国は国王とされる  
接受＝外国の使節らを受け入れ、もてなすこと